

教育委員会会議録

(定例会)

令和4年11月17日開催

さいたま市教育委員会

1	期	日	令和4年11月17日(木)	
2	場	所	教育委員会室	
3	開	会	午前10時00分	
4	出	席	教 育 長	細 田 眞由美
			教育長職務代理者	大 谷 幸 男
			委 員	石 田 有 世
			委 員	野 上 武 利
			委 員	武 田 ちあき
5	欠	席	委 員	武 川 行 秀
6	議	場	副教育長	小田嶋 哲
			管理部長	栗 原 章 浩
			学校教育部長	千 葉 裕
			生涯学習部長	山 浦 麻 紀
			生涯学習総合センター館長	中 村 幸 司
			中央図書館長	尾 崎 尚 子
			管理部副理事	深 澤 宏 之
			管理部参事兼教育総務課長	高 木 泰 博
			学校教育部参事兼高校教育課長	鴨志田 新 一
			学校教育部参事兼指導2課長	長 岡 有 実子
			生涯学習部参事兼青少年宇宙科学館長	豊 田 由 香
			生涯学習総合センター参事兼生涯学習	中 村 和 哉
			総合センター副館長	
			中央図書館参事兼管理課長	内 田 浩 史
			教育財務課長	竹 内 孝 央
			生涯学習振興課長	辰 市 健 太朗
			博物館長	高 力 弘
7	会	議	録署名委員	石 田 有 世

8 議事等の概要

- 細田教育長 それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。
- 書記 おりません。
- 細田教育長 本日の会議録の署名は、石田委員にお願いいたします。
本日の議案については、議案第63号から第65号までは議会に
関する案件、議案第67号は人事に関する案件であることから、非
公開とすることをお諮りしたいと思います。委員の皆さんいかが
でしょうか。
- 各委員 <異議なし>
- 細田教育長 それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、本日の議
案は議案第66号を除き非公開といたします。
会議の順番ですが、議案第66号、第63号、第64号、第65
号、第67号の順に審議することといたします。
- 議案第66号 さいたま市博物館条例施行規則の一部を改正する規則の制定につい
て
- 細田教育長 それでは、議案第66号について事務局から説明をお願いします。
す。
- 博物館長 議案書の20ページを御覧ください。議案第66号「さいたま市
博物館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を御説
明させていただきます。
議案書の23ページから40ページには、規則改正の根拠となり
ます「博物館法」改正の前後を記載する対照表を記載しております
ので適宜御参照ください。議案書の21ページ、提案理由でござい
ますが、博物館法の一部改正に伴い「さいたま市博物館条例施行規
則」の一部を改正するものでございます。
改正の詳細につきましては、22ページをお開きください。中
程、規則の改正前後を記載する新旧対照表を御覧ください。規則第
4条につきましては、「博物館資料の館内利用」について定めており
ます。下線のある博物館法を引用する部分ですが、博物館法第2条
において、法改正により「第3項」が「第4項」に項がずれること
から、所要の規則改正を行うものでございます。

施行期日は令和5年4月1日でございます。
説明は以上でございます。御審議の程、よろしく願いいたします。

細田教育長 何かありますか。
よろしいでしょうか。それでは、議案第66号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、議案第66号は原案のとおり可決されました。
ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

議案第63号 さいたま市教職員の給与に関する条例及びさいたま市教職員定数条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

細田教育長 それでは再開します。議案第63号につきまして、事務局から説明をお願いします。

学校教育部長 議案第63号「さいたま市教職員の給与に関する条例及びさいたま市教職員定数条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」を御説明させていただきます。

別冊の議案書となりますが、別冊の一番後ろに添付しております別添資料に沿って御説明させていただきます。

初めに本議案の議案名でございますが、2つの条例を改正するものでございます。1つは現行の「さいたま市教職員の給与に関する条例」でございます。もう1つは、先の9月議会において議決されました「さいたま市教職員定数条例等の一部を改正する条例」でございます。当該改正条例は、令和5年4月1日施行の教職員の定年引上げに伴い所要の改正を行うものでございます。

当該改正条例において、教職員の給与条例に規定する各給料表についても改正を行っていることから、今回、当該各給料表についても改定を行うものでございます。

改正の概要でございますが、令和4年のさいたま市人事委員会からの給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、教職員の給料表を改定するため、条例を改正するものでございます。

次に、令和4年の給与勧告でございます。教職員に係る部分の抜粋となりますが、市人事委員会の報告及び勧告では、教育職給料表（1）及び教育職給料表（2）については、埼玉県における改定状況等を考慮して改定することとし、その他の給料表については、引上げ改定とされた行政職給料表との均衡を基本として改定することとされております。

なお、埼玉県の改定状況でございますが、埼玉県人事委員会も給料表の改定を勧告しておりまして、内容につきましては、市と同様に本年4月から給料月額を引き上げるものとなっております。

次に、改定の内容でございます。教育職給料表（1）、教育職給料表（2）、学校栄養職給料表及び学校事務職給料表について、それぞれ給料月額を引き上げるものでございます。

最後に、施行期日等でございます。今回の給料月額の引上げは、令和4年4月1日に遡って実施となりますので、第1条につきましては、適用日を令和4年4月1日とし、施行日は公布の日とするものでございます。

以上、市人事委員会の勧告のとおり実施するものでございます。

説明は以上でございます。御審議の程、よろしくお願いいたします。

石田委員 月額引上げとのことですが、おおよその程度の上昇となるのでしょうか。

学校教育部長 百円から4千4百円の幅で上昇となります。

大谷委員 大卒22歳の場合、教育職給料表（1）と（2）にはどの程度の差はあるのでしょうか。

学校教育部長 大卒初任給においては、教育職給料表（1）と（2）ともに差異はありません。

大谷委員 採用時には、どの号級から始まるのか。また、この場合の引上げはどの程度となるのでしょうか。

学校教育部長 教育職給料表（1）においては2級5号給、教育職給料表（2）においては2級17号給からとなります。共に3千4百円の引上げとなります。

野上委員 小学校と中学校間や、中学校と高等学校間での、校種間での異動により給料額は変わるのでしょうか。

学校教育部長 義務教育間においては変わりません。高等学校においては給料表が異なるため、変わることとなります。

細田教育長 何かありますか。
議案第63号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、議案第63号は原案のとおり可決されました。

議案第64号 さいたま市博物館条例の一部を改正する条例の制定について
<非公開案件につき内容は省略>
<議案は原案どおり可決>

議案第65号 令和4年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

細田教育長 それでは再開します。議案第65号について事務局から説明をお願いします。

教育財務課長 それでは、4ページの議案第65号「令和4年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について」を御説明させていただきます。

議案書は12ページをお願いします。提案理由でございますが、今回の補正予算は、三橋小学校校舎改築事業における継続費の変更、岩槻本町公民館・岩槻図書館エレベーター設置工事を翌年度に繰り越すための繰越明許費の設定、令和4年度末で指定期間が満了する宇宙劇場管理業務指定管理料の債務負担行為の設定、原油価格の高騰等に伴い不足する光熱水費等の支払いに要する経費について、市長に申出するものです。

ページは戻りまして、資料の7ページをお願いします。第1表「歳入歳出予算補正」でございますが、歳入補正はございません。歳出につきましては、合計で5億494万円の増額補正するものがございます。8ページの第2表「継続費補正」でございますが、三橋小学校の校舎等の改築工事について、急激な賃金及び物価の変動が生じたため、「さいたま市建設工事請負契約基準約款第26条第6

項」に基づき、請負代金額の変更を請求したことに伴い、契約額を変更するため、継続費の変更を行うものでございます。

9ページの第3表「繰越明許費補正」でございしますが、公民館安心安全整備事業として実施している岩槻本町公民館・岩槻図書館エレベーター設置工事につきまして、入札参加者がいないため不調となり、年度内の事業完了が見込めないため、繰越明許費の設定を行うものでございます。

10ページの第4表「債務負担行為補正」でございしますが、宇宙劇場管理業務につきまして、指定管理期間の満了に伴い、令和5年度以降の指定管理者と協定を締結する必要があることから、債務負担行為の設定を行うものでございます。

次に11ページが事項別明細書となりますが、詳細については、13ページ以降の「事務事業概要」で説明いたします。次のページ、14ページをお願いいたします。上段の「教育財務課」所管の「小学校管理運営事業」でございしますが、原油価格の高騰等に伴い、市立小学校104校分の光熱水費等（電気・ガス・燃料費）の不足について、補正を行うものです。以下同様に、下段につきましては、浦和中学校を除く市立中学校57校分の光熱水費等（電気・ガス・燃料費）の不足について、15ページの上段につきましては、大宮国際中等教育学校、浦和中学校を含む市立高等学校等4校分の光熱水費（電気・ガス）の不足について、下段につきましては、拠点公民館及び地区公民館43館分の光熱水費（電気）の不足について、16ページの上段につきましては、生涯学習総合センターの光熱水費（電気）の不足について、下段につきましては、図書館10館分の光熱水費（電気・ガス）の不足について、17ページの上段につきましては、青少年宇宙科学館の光熱水費（電気）の不足について、下段につきましては、市立特別支援学校2校分の光熱水費（電気・ガス）の不足について、補正を行うものです。

18ページ上段の「学校施設整備課」の「小学校校舎増改築事業」でございしますが、先ほど御説明いたしました、三橋小学校校舎等の改築工事につきまして、急激な賃金及び物価の変動が生じたため、工事受注者が「さいたま市建設工事請負契約基準約款第26条第6項」に基づき、インフレスライドによる請負代金額の変更を請求したことに伴い、契約額を変更するため、継続費の変更を行うものでございます。

下段の「青少年宇宙科学館」の「宇宙劇場管理業務」でございしますが、これも先ほど御説明いたしました、宇宙劇場管理業務につきまして、指定管理期間の満了に伴い、令和5年度以降の指定管理者

と協定を締結する必要があることから、債務負担行為の設定を行う
ものでございます。

19ページ「繰越明許費の追加」でございますが、先ほど御説明
いたしました、岩槻本町公民館・岩槻図書館エレベーター設置工事
につきまして、入札参加者がいないため不調となり、年度内の事業
完了が見込めないため、繰越明許費の設定を行うものでございま
す。

説明は以上でございます。御審議の程、よろしく願います。

細田教育長

何かありますか。

よろしいでしょうか。それでは、議案第65号につきましては、
原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

出席委員全員の賛成により、議案第65号は原案のとおり可決さ
れました。

ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたし
ます。

議案第67号 さいたま市社会教育委員の委嘱について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたしま
す。

これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

8 閉

会

午前10時37分